

報 道 資 料

令和3年8月13日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第253号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第302号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年8月12日
- ◎ 実施機関：総務部 行政・人材マネジメント課
- ◎ 対象行政文書：図書情報館に配置された共通端末に係る以下の文書
 - ア 共通端末配置状況表（平成29年度）
 - イ 図書情報館座席図（平成29年度）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員の氏名
イ 職員番号（日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員に係るものを除く。）
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関においては、総務部情報システム課が調達し、各所属が配備しているパソコンについて、共通端末を使用している職員や共通端末が配備されている場所等を把握するため、共通端末配置状況表及び座席図を作成している。

本件行政文書は、図書情報館に配置された共通端末に係る平成29年度の共通端末配置状況表及び図書情報館座席図であり、端末番号、職員番号、職員の氏名、補職、所属名及び係名等が記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、本件行政文書に記載された日々雇用職員（以下「本件日々雇用職員」という。）及び非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当しないため開示すべき旨主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書では、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題とな

る。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して職員録に掲載するか否かを個別に判断しており、日々雇用職員については、その勤務条件を勘案して職員録には掲載していないとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名を実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、実施機関が発出したメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名が記載されている旨主張している。

メールマガジン並びに雑誌及び新聞については、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であって、司書である一部の日々雇用職員及び非常勤嘱託職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事例にとどまるものと認められることから、司書である日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名について、実施機関が発出したメールマガジン並びに日々雇用職員及び非常勤嘱託職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

これらのことから、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成29年11月18日		
② 決定	平成29年12月1日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年3月8日		
④ 諮問	平成30年5月30日		
⑤ 経過	令和3年2月26日	第250回審査会	審議
	令和3年3月24日	第251回審査会	審議
	令和3年4月23日	第252回審査会	審議